

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月22日

秋田市公平委員会

委員長 佐々木 俊 幸

秋田市公平委員会規則第1号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年秋田市公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表市長の補助機関の項所属機関の項中

「 まちづくり戦略室
室長 参事

」

を

「 まちづくり戦略室
室長 参事 副参事

」

に、

「 動物園
事務長 副参事 園長補佐

を

「 動物園
事務長

参事 副参事 園長補佐

に、

「 保健所
所長 次長 課長 担当課
長補佐 副参事

長 参事 課

を

「 保健所
所長 理事 次長 課長 担当課長 参
事 課長補佐 副参事

「 保育所

「 保育所

に、

寺内保育所長

を

河辺保育

所長

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。